

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)												
<p>1 公立大学法人大阪府立大学（以下「大学」という。）では、平成25年4月より大学の21世紀科学研究機構観光産業戦略研究所が研究活動（社会実験）として行う「まちライブラリー@大阪府立大学（以下「まちライブラリー」という。）に係る一部業務を外部の一般社団法人（以下「受託者」という。）に委託している。</p> <p>2 まちライブラリーは大学の「I-siteなんば」内に当研究所の研究プロジェクトとして、「本を持ち寄りながら新たなコミュニティの創造を目指す場」として設けた会員制のライブラリーで、会員登録すれば入館ICカード（以下「カード」という。）を発行し、誰でも利用可能となっている。</p> <p>3 委託契約の概要</p> <table border="1" data-bbox="261 842 1344 1224"> <tr> <td>委託名</td> <td>「まちライブラリー@大阪府立大学」に係る研究活動の一部業務委託</td> </tr> <tr> <td>委託事業内容</td> <td>仕様書に基づく</td> </tr> <tr> <td>委託期間</td> <td>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>委託金額</td> <td>9,000,000円（月額750,000円、税込） ※精算条項は無し。</td> </tr> <tr> <td>契約報告</td> <td>月度業務報告書を翌月10日までに、年間業務報告書を委託期間終了後30日以内に大学へ提出。</td> </tr> <tr> <td>契約方法</td> <td>随意契約</td> </tr> </table> <p>【仕様書（抜粋）】IV 具体的な業務内容 「まちライブラリー@大阪府立大学」を、大阪の文化拠点、人との出会いや学び合いの場として「大阪と各地域」「まちと人」「人と人」をつなぐ新しいコミュニティの場の創造を目指す。そのために、従来の図書館とは異なり、単なる『本の』集積ではなく、『本を持ち寄る人』や『本にまつわる人』を題材に、卒業生・教職員・学生はもとより、府民・地域の方々が集まり、みんなで育てるライブラリーとして運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア サポーター（府民等）を中心とした運営体制の確立 イ 定期的に開催する“植本祭”を通じた会員の拡大 ウ 各種イベントの企画・運営 エ 本棚の企画展示、配架のデコレーション等の企画 オ 蔵書の寄贈、寄託の受付、関連図書の収集 カ 本学との打ち合わせ協議 ※双方の必要に応じて適宜打ち合わせを行うものとする。 キ その他 <p>4 契約書及び仕様書には、委託する業務毎の積算金額の定めがなく、受託者から提出</p>	委託名	「まちライブラリー@大阪府立大学」に係る研究活動の一部業務委託	委託事業内容	仕様書に基づく	委託期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	委託金額	9,000,000円（月額750,000円、税込） ※精算条項は無し。	契約報告	月度業務報告書を翌月10日までに、年間業務報告書を委託期間終了後30日以内に大学へ提出。	契約方法	随意契約	<p>1 受託者から大学に提出された平成25年度年間業務報告書における委託料の内訳実績によると、受託者はカード購入費用として1枚あたり2,100円を計上している。しかし、平成26年度より受託者が入会者から直接カード実費として徴収することとなった結果、受託者が平成25年度入会者590名のうち平成27年3月31日までに退会しない者（以下、入会継続者）から既に徴収している1人あたり2,500円の金銭は、新制度の入会金として、受託者に留保されることになっている。</p> <p>また、平成25年度委託料の内訳実績額として、900名分のカード購入費用1,890千円が計上されており、入会者数を超えるカードは、受託者に留め置かれている状態である。</p> <p>つまり、入会継続者のカード購入相当額と平成25年度の入会者数を超える310名分のカード購入費用を大学は過大に負担している状態であり、受託者は入会者と大学の双方からカード購入費相当額を受領する状態となっている。</p> <p>2 まちライブラリーで開催するイベント運営費用相当額が委託料に含まれているが、受託者は当該イベント参加費を徴収したり、クラウドファンディング支援金等を集めるなどしている。</p> <p>3 上記について、契約書及び仕様書では精算条項がないことに加え、具体的な業務内容や業務に伴う収入の徴収、取扱いなどについて定めがなく、別途大学と受託者における明文化された取決めもない。そのため、受託者が重複受領しているカード購入費相当額について精算できない状態となっており、受託者が徴収するその他の収入についても大学は関知していない。</p>	<p>契約書における委託業務の定めについて、受託者の試行錯誤に委ねようとする結果、業務内容の記載が抽象的・不十分となり、受託者がカード購入費相当額を重複受領するなど、委託者である大学のコントロールができていない状態である。</p> <p>委託者として適切に受託業務を統制できるように、具体的な委託業務内容や積算の記載、受託者が徴収する金銭の帰属先を含む金銭の取扱いに関する定め記載、精算条項の追加など、契約書及び仕様書の変更などについて、検討されたい。</p> <p>なお、本委託は研究活動（社会実験）として行っているものであることから、研究成果としての知的財産の帰属先を明確化し、研究活動による検証結果をふまえ、委託の実施期間について一定の目処を立てられたい。</p>
委託名	「まちライブラリー@大阪府立大学」に係る研究活動の一部業務委託													
委託事業内容	仕様書に基づく													
委託期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで													
委託金額	9,000,000円（月額750,000円、税込） ※精算条項は無し。													
契約報告	月度業務報告書を翌月10日までに、年間業務報告書を委託期間終了後30日以内に大学へ提出。													
契約方法	随意契約													

された見積書及び年間業務報告書は以下のとおり。

業務の内訳	見積額 (税込)	報告額(税込)
1 連続フォーラム (植本祭) 企画と成果物印刷	945,000円	743,934円
2 交流イベント運営	2,520,000	2,474,530
3 まちライブラリーセット	262,500	210,000
4 本棚管理	315,000	228,900
5 事務局管理 (事務局人件費、交通費等)	3,150,000	3,007,100
6 パンフレット作製費 (デザイン、印刷)	315,000	187,672
7 ホームページ作成費 (デザイン、印刷)	315,000	207,500
8 ICカード購入	1,102,500	1,890,000
9 事務局消耗品費	75,000	78,916
合計	9,000,000	9,028,552

5 大学は平成26年度も引き続き、まちライブラリーの研究活動に係る業務の一部を本受託者に委託している。

受託者は、平成25年度については、カードの発行に関して、入会者から2,500円を預り金として徴収し、退会時に2,000円を返還することとしていた一方で、大学から委託料の一部としてカード購入費用1名あたり2,100円を受領していた。

平成26年度からは、入会者から3,000円をカード実費として徴収し、退会時に返還しないこととし、受託者からの見積書では、カード購入費用は業務の内訳から除かれている。

(入会金の取扱い)

	平成25年度	平成26年度
入会時徴収金	2,500円 (預り金)	3,000円 (カード実費)
退会時返還金	2,000円 (※1)	なし
入会者数	590名	870名 (※4)
入会者からの徴収金	1,475,000円 (2,500円×590名)	2,610,000円 (3,000円×870名) (※4)
大学の負担 (実績額)	1,890,000円 (※3) (2,100円×900名分)	—

(※1) 平成27年3月31年までに事務局に退会連絡をしない者については、入会時に徴収した2,500円は平成26年度からの新制度における入会金に充当され、当初退会時返還予定の2,000円は返還されず受託者が収納することとした。

(※2) 見積書に基づく。

(※3) 委託期間満了後に提出された年間業務報告書添付の予算執行状況に基づく。

(※4) 平成26年12月31日時点

措置の内容

平成27年度の契約において、新たに精算条項を追加した。

また、同契約において、研究成果としての知的財産の帰属先が大学である旨を明確化するとともに、受託者がイベント参加費を徴収したり、クラウドファンディング支援金等を集める場合は、当該費用の収支を大学に報告するよう契約書を変更した。

なお、平成25年度の契約におけるICカード購入費用1,890千円について、受託者と協議の上、平成27年6月12日に覚書を締結し、精算を行った。(7月10日に入金済)

現行の委託契約の実施期間については、当初からの方針通り、3年間(平成25年度～27年度)で終了させることが決定された。

平成28年度以降は床面積を縮小し、書架の管理や会員の登録業務など必要最小限の業務は委託した上で、府民のための社会貢献事業として、大学がまちライブラリーの運営(直営)を行い、イベントや公開講座を実施していくことを決定した。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成26年11月10日から同月14日まで)